# 上越市自治基本条例における市民投票制度について

# 1. 上越市自治基本条例における位置付け

- ・市政運営に係る重要事項について、市民の意思確認を行うことを目的とする 常設型の市民投票制度
- ・市政運営に係る重要事項に関する意思形成過程に、投票を通じて市民が参画できる制度

## 2. 上越市自治基本条例において規定済みの事項

(1) 市民投票の実施者 市長

## (2) 市民投票制度の請求資格者

市民、市議会、市長

### (3)請求資格者の要件

ア市民

- (ア) 年齢18歳以上の市民で別に条例で定める資格を有するものは、 請求権者の50分の1以上の連署で、その代表者から市長に対して 市民投票の実施を請求できる。ただし、この場合は市議会の議決が 必要。
- (イ) 年齢18歳以上の市民で別に条例で定める資格を有するものは、 請求権者の4分の1以上の連署をもって請求した場合は、市議会の 議決なく、市民投票の実施を請求することができる。

#### イ 市議会

- (ア) 市議会議員
  - ・12分の1以上の者の賛成を得て、市民投票の実施の議案を提出できる。
    - ※ 議員定数(48人)の12分の1 (4人)

平成 20 年 7 月 30 日 第 1 回 検 討 委 員 会 資 料 N o . 1

## (イ) 常任委員会

・その部門に属する市政運営に係る重要事項について、市民投票の実施 の議案を市議会に提出できる。

## ※ 上越市議会の常任委員会

- 総務常任委員会
- 厚生常任委員会
- 建設企業常任委員会
- 文教経済常任委員会

## (ウ) 市長

・自らの意思で市民投票を実施することができる。

### (4) 市民投票の投票資格者

年齢満18歳以上の市民で別に定める資格を有するもの

## (5) 市民投票の結果の尊重義務について

・市民投票の結果については、市民、市議会及び市長等の三者に尊重義務 を課している。

# <イメージ図>

